

# 伊佐市第2回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成24年5月18日(金) 午前9時8分から11時35分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (20人)

会 長 21番

会長職務代理者 20番

委 員 1番 2番 3番 4番

5番 6番 7番 8番

9番 10番 11番 12番

14番 15番 16番 17番

18番 19番

4. 欠席委員 (1人)

欠 席 者 13番

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 (8番、10番)

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」による意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第6号「非農地証明願」について

議案第7号「農地法第3条第2号第5号の農業委員会における別段の面積」の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 農地係長

振興係長 書 記

開始時間 午前 9 時 8 分

- 事務局長 おはようございます。只今より、平成24年度第2回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。
- 議長 おはようございます。  
いろいろ農作業等で大変なことだろうと思います。  
昨日、県の会長会・事務局長会がございまして、お手元に資料のコピーを差し上げております。  
平成24年度農業委員会の重点活動ということで、9項目出されました。  
(9項目読み上げ)  
詳しくは、お目通しをいただきたいと思います。  
早速、審議に入ります。  
本日は、欠席届が13番委員より提出されております。  
ただいまの出席委員は20人であり、従いまして定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年度第2回農業委員会総会提出案件を審議いたします。  
本日の議事録署名委員を、指名いたします。  
8番委員と10番委員に、お願いをいたします。  
議事にはいる前に、諸般の報告をお願いします。
- 議長 報告1 農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を求めます。事務局。
- 事務局 報告、「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして、ご報告いたします。  
資料の1ページから3ページになります。  
農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が9件、農地法3条の解約が1件ありましたのでご報告いたします。
- 議長 事務局の報告が終わりました、ただいまから議案の審議にはいります。
- 議長 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について、を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

議案第 1 号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定のうち所有権移転について、ご説明いたします。

4 ページをお開きください。

整理番号 1 につきまして、譲渡人は、始良市平松にお住まいの MT 氏です。

譲受人は、伊佐市菱刈荒田にお住まいの YM 氏、60 歳、自治会は青木元です。

土地の所在地は、菱刈荒田字青木元で、地目は田、面積は 1,003 m<sup>2</sup>です。

あっせん委員としまして 17 番委員、15 番委員をお願いいたしました。

整理番号 2 につきまして、譲渡人は、始良市東餅田にお住まいの UM 氏です。

譲受人は、伊佐市大口下殿にお住まいの MY 氏、49 歳、自治会は下殿です。

土地の所在地は大口下殿字大牟田で、地目は田、面積は 2,233 m<sup>2</sup>です。

あっせん委員としまして、10 番委員、7 番委員をお願いいたしました。

整理番号 3 につきまして、譲渡人は、伊佐市菱刈田中にお住まいの NA 氏です。

譲受人は、伊佐市菱刈田中にお住まいの TR 氏、57 歳、自治会は田中上です。

土地の所在地は、菱刈田中字野中で、地目は畑、面積は 1,211 m<sup>2</sup>です。

整理番号 4 につきまして、譲渡人は、整理番号 3 と同じ NA 氏です。

譲受人は、伊佐市菱刈田中にお住まいの OS 氏、48 歳、自治会は田中上です。

土地の所在地は、菱刈田中字宮牧他 10 筆で、地目はすべて田、面積の合計は 13,293 m<sup>2</sup>です。

整理番号 3、4 につきまして、あっせん委員としまして、2 番委員、15 番委員をお願いいたしました。

続きまして、利用権設定につきまして 36-1 ページの総括表によりご説明いたします。

期間は、11 カ月から 9 年 11 カ月で、面積の合計は、期間は田 312,219 m<sup>2</sup>、畑 36,385 m<sup>2</sup>、計 348,604 m<sup>2</sup>です。

事務局	<p>利用権設定をする者の数74人、設定を受ける者の数51人です。 土地の明細書等につきましては、4ページから36ページ整理番号1番から86番のとおりです。 以上で説明を終わりますが、皆様のご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>議案の説明が終わりました。 ただいまより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p>(はい、という声あり。)</p>
議長	<p>はい、10番委員。</p>
10番委員	<p>整理番号3番ですが、畑の面積が1,211㎡で、対価が100万 となっていますが、こうなんですか。</p>
2番委員	<p>この畑ですが、場所が公民館の横でございまして、将来は宅地にな っていくような場所であったためこのような高値になった次第であ ります。</p>
議長	<p>10番委員、よろしいですか。</p> <p>(はい、という声あり。)</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(質疑なしの声、多数あり。)</p>
議長	<p>質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。 これより採決を行ないます。 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について原 案通り決定することに異議のない方、挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>賛成多数であります。 よって、議案第1号は、原案通り決定とします。</p>

- 議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、を議題といたします。
- 当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が、12件出されており、当委員会の審議を行います。
- 事前に現地調査を行なっていますので、担当委員の報告を求めます。
- 議長 整理番号1番について、1番委員をお願いします。
- 1番委員 議案第2号 農地法第3条の規程による許可申請に係る決定のうち整理番号1番について、去る5月13日に現地調査を行ないましたので1番が報告いたします。
- 申請人 HHさんは、伊佐市大口山野に居住で、自治会は石井、年齢は50歳です。
- 渡人 TMさんは、伊佐市大口山野に居住され、自治会は上之馬場で、年齢は68歳です。
- 申請地は、伊佐市大口山野字平川、地目は田、面積は1,586㎡で贈与であります。
- 受人の経営面積は、4,037㎡ですが、今回の面積を合わせ下限面積をクリアーするため取得可能面積であります。
- 農業従事者は2人で、通作距離は受人自宅の隣に位置しております。
- 受人であるHHさんが20年以上耕作していましたが、TMさんが耕作するということで田を戻したところ、TMさんが草刈りもできずここ数年農地管理ができなくなったため、HHさんに贈与して耕作してもらおうというものであります。
- 経営意欲はあり、農機具等はすべて完備しておりました。
- 以上のような理由により、当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないものと思われまますので許可相当と思われまます。
- 添付書類として、全部事項証明書、字図が添付されております。
- 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
- 議長 続きまして、整理番号2番について9番委員、をお願いします。
- 9番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号2番について、去る5月14日現地を見てまいりましたが、受人のSSさん、去年息子さんも農業大学卒業されて後継者とし

- 9 番 委 員 議 長
- て、今年の1月でしたか牛舎が完成して大変な落成祝というのがありましたけれども、すでに15頭程増頭して、45頭程います。
- 今回の3条申請については、申請地は、大口針持字長、地目は畑で、面積は2,799㎡です。
- 現在も耕作をされておりまして、今回、贈与ということで所有権移転されます。
- 現在耕作されているのが52,123㎡で、後継者でさらに農地も貸し手があれば借りたいということをございまして、他にもし地元で借地があればという話でございます。
- 今回の3条の移動については、3条2項の各号に該当しないと思われます。許可相当かと思われます。
- 皆様方のご審議方よろしくお願ひします。
- 1 1 番 委 員
- 続きまして、整理番号3番について、11番委員お願ひいたします。
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち、整理番号3番については11番が、去る5月15日に調査をいたしましたので報告をいたします。
- 渡人 NMさん88歳は、伊佐市大口青木に居住されております。
- 受人のSRさん82歳は、伊佐市大口小木原に居住で、自治会は停車場です。
- 今回相手の要望により、売買により所有権移転されるものです。
- SRさんの申請地は、SRさんの宅地の前にあり、手入れの行き届いた畑であります。
- 地番は、大口小木原字原ノ前、地目は畑で、面積は995㎡であります。
- 今回、長男の63歳ですが、定年により帰って来るということで、相手方の要望もあり取得するものであります。なお、この方は30年ほど前よりSRさんが耕作しており、SRさんの旦那さんと、NMさんの旦那さんは、従兄弟同士であったということでSRさんに買って来てという要望であったとのことでした。
- 受人の耕作面積は、4,821㎡で、水田は近くの農家の方へ作業委託しているとのことであります。
- 農機具は、管理機1台、耕運機1台、農作業は、長男63歳が定年により、神奈川県から帰って来られ、今後同居、農業をするとのこと、当日も帰っていて説明を受けたところであります。
- 以上のような理由により、当申請は農地法第3条2号の各号に該当しないと思われ、許可の方向で良いと判断しましたが、皆様の審議を

- 1 1 番委員 | お願いし、報告を終わります。
- 議 長 | 続きまして、整理番号4番について、12番委員をお願いします。
- 1 2 番委員 | 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号4番について、12番が報告します。  
 調査日は去る5月13日です。  
 YMさんが立ち会われました。  
 申請人 YMさん、60歳、自治会は青木元です。  
 住所は、伊佐市菱刈荒田です。  
 渡人のAAさん、65歳、住所は、伊佐市菱刈です。自治会は青木元です。  
 申請地は、菱刈荒田字島崎、地目は畑で、面積は518㎡です。  
 受人の経営面積は、18,428㎡です。  
 受人の農業従事者は、3人です。農繁期は近所の方を4～5人頼まれるそうです。  
 法律関係は、有償です。  
 調査内容、申請地の位置は、本城小学校より西へ1.5km位のところで、旧Kより100m位西方向へ入ったすぐのところでした。  
 現在は、YMさんが夏野菜、トマト、ナスをハウスで育苗をさせていました。  
 なおその地内に、廃屋に近いAAさんの牛小屋が残っていて、それは撤去するように昨日も電話で約束して、お願いしたところでした。  
 農機具等はすべて完備しております。  
 今後は、伊佐米とセットで販売して、古民家民宿に移行されるとのことでした。  
 野菜は現在、24種類ほど作っているとのことでした。  
 山形屋の新米まつり等で販売されているようです。  
 以上のような理由により当申請は、農地法第3条の2項のすべてに該当しないと思われます。許可相当かと思われます。  
 皆様の審議をよろしくをお願いします。報告を終わります。
- 議 長 | 続きまして、整理番号5番について、14番委員をお願いします。
- 1 4 番委員 | 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号5番について、14番が報告します。  
 この申請は、去る5月14日に現地調査を行ないました。

- 1 4 番 委 員 受 人 K T さん、渡 人 K H さん は 同 じ に、伊 佐 市 菱 刈 荒 田 に 居 住  
さ れ、親 子 で あ り ま す。  
自 治 会 は、荒 田 下 で、年 齢 が K H さん 9 7 歳、K T さん 7 6 歳 で す。  
申 請 地 は、農 村 公 園 グ ラ ン ド の 西 2 0 0 m に 位 置 し た、伊 佐 市 菱 刈  
前 目 字 馬 頭 水 流 の 畑、地 積 が 1, 0 7 4 m<sup>2</sup> で あ り ま す が、こ れ と 同 じ  
く 農 村 公 園 グ ラ ン ド 西 に 8 0 0 m 程 行 っ た と ころ に 位 置 す る、菱 刈 前  
目 字 東 水 流 の 畑、地 積 が 8 3 0 m<sup>2</sup> の 2 筆 で あ り ま す。2 筆 と も 良 く 管  
理 さ れ た 農 地 で す。  
こ の 申 請 は、親 子 間 の 贈 与 に よ る 所 有 権 移 転 で あ り ま す。  
受 人 の 経 営 面 積 は 6, 1 4 8 m<sup>2</sup> で、取 得 可 能 面 積 で あ り ま す。  
農 作 業 従 事 者 は K T さん 夫 婦 の 2 名 で、通 作 距 離 は 共 に 自 宅 か ら 川  
内 川 を 渡 っ て、1. 5 k m 弱 で あ り ま す。  
経 営 意 欲 は あ り、ト ラ ク タ ー、田 植 機、コ ン バ イ ン 等 の 農 機 具 も 完  
備 さ れ て お り ま す。  
以 上 の よ う な 理 由 に よ り、当 申 請 は、農 地 法 第 3 条 2 項 に 該 当 し な  
い こ と か ら 許 可 相 当 と 思 わ れ ま す。  
添 付 資 料 と し て 全 部 事 項 証 明 書、字 図 が 添 付 し て あ り ま す。  
委 員 の 皆 様 の ご 審 議 方 よ ろ し く お 願 い い た し ま し て、報 告 を 終 わ り  
ま す。
- 議 長 続 き ま し て、整 理 番 号 6 番、7 番 に つ き ま し て、5 番 委 員 お 願 い し  
ま す。
- 5 番 委 員 議 案 第 2 号 農 地 法 第 3 条 の 規 定 に よ る 許 可 申 請 に 係 る 決 定 の う  
ち 整 理 番 号 6 番 と 7 番 に つ い て、5 番 が 報 告 し ま す。  
ま ず、整 理 番 号 6 番 で す が、調 査 年 月 日 は 5 月 1 3 日 で す。  
受 人 T K さん、渡 人 F T さん、申 請 地 は 菱 刈 重 留 字 新 町 原 の 2  
筆、地 目 は 畑 で、地 積 合 計 は 8 3 1 4 m<sup>2</sup> で す。  
受 人 の 経 営 面 積 は、認 定 農 業 者 の 後 継 者 と い う こ と で 今 回 申 請 さ れ  
た 件 で ご ざ い ま す。  
農 業 従 事 者 の 世 帯 数 は、受 人 夫 婦 と お 父 さん 夫 婦 の 4 人 で す。  
所 有 権 は、売 買 で 申 請 さ れ て い ま す。  
現 在 申 請 地 は、田 中 ふ る さ と 館 の 東 側 に 位 置 し て い ま す が、現 況 は  
良 く 整 備 さ れ た 畑 で あ り ま す。  
現 在 は、T K さん が カ ボ チ ャ を 耕 作 さ れ て い ま す。  
受 人 の T K さん は、増 反 と い う 申 請 中 で 耕 作 意 欲 は あ り ま た、農 機  
具 は 田 植 機 2 台、コ ン バ イ ン 2 台、ト ラ ク タ ー 2 台 あ り、農 業 経 営 に  
つ い て は、認 定 農 業 者 の ト ッ プ を 行 っ て お ら れ る よ う な 形 で、現 在 耕



5 番 委 員	<p>作をされています。</p> <p>添付書類としまして、全部事項証明書、営農計画書、字図が添付されています。</p> <p>整理番号7番について報告いたします。</p> <p>調査年月日は5月13日で、受人TKさん、渡人TAさん、申請地菱刈市山字奈良木の4筆、田2,525㎡です。</p> <p>受人の農業従事者は、先ほどと同じ4人です。</p> <p>売買による所有権移転で申請されています。</p> <p>申請地は、下市山の神社があります。市山川の南に位置している良く整備をされた田んぼでございます。</p> <p>現在、TKさんが耕作をされています。</p> <p>受人のTKさんは、増反という申請理由で、耕作意欲はあり、農機具はすべて、完備をされております。</p> <p>以上のようなことで、整理番号6番と7番は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われるので許可相当と思います。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図、営農計画書が添付されております。</p> <p>以上のような申請のことで、報告を終わらせていただきます。</p> <p>委員の方々の審議をよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、整理番号8番について10番委員、お願いします。</p>
10 番 委 員	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号8番について、去る5月12日、受人立会いのもと現地調査しましたので、報告いたします。</p> <p>受人 YTさんは、大口白木に居住され、自治会は白木であります。</p> <p>渡人 IUさんは、始良市西餅田に居住されています。</p> <p>申請地は、伊佐市大口白木字中牟田、地目は田、地積は711㎡で、いままでにYTさんが作付けをされており、その次の土地がYTさんの田んぼであり、今は一つの田んぼとして作付けされておりました。</p> <p>今回、渡人からの申出により、売買で取得されるものであります。</p> <p>申請所在地は、白木公民館、白木神社より東へ200mの位置にあり、YTさん宅からも300m位の位置にあります。</p> <p>農業従事者は2人で、耕作面積は9,440㎡であり、農機具等もトラクター、田植機、コンバインなど所有され良く管理されておりました。</p> <p>以上により、農地法第3条の適格者であると同時に、農地法第3条</p>

10番委員	<p>第2項の各号に該当しないため、農地の取得につきましては何ら問題ないと思われます。</p> <p>皆様方のご審議方をお願いしまして、報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、整理番号9番について11番委員、お願いします。</p>
11番委員	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号9番については、11番が去る5月15日に、申請人のIHさん立会いで調査しましたので報告をいたします。</p> <p>受人のIRさん、伊佐市大口平出水に居住され、48歳で自治会は平出水中央です。</p> <p>渡人のIHさんは、IRさんと同居の母親であり、69歳であります。</p> <p>譲受人の理由としましては、同一所帯内生前贈与、後継者への一括ということで、親よりの受贈でされるものであり、IRさんは、耕作面積18,042㎡で、ハウスでトマトを栽培されている専業農家で農業従事者は3人です。</p> <p>今回の申請地は、大口平出水字二反田の2筆、5,236㎡であります。</p> <p>通作距離は自宅より100mの位置にあり、ハウスの隣で手入れの行き届いた水田として利用されています。</p> <p>農機具等は、農作業に必要なすべてを自家用として保有し、経営意欲もあります。</p> <p>以上のような理由により、当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われ、許可相当と思われます。</p> <p>皆様の審議をお願いし、報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして整理番号10番について、20番委員お願いします。</p>
20番委員	<p>それでは、10番について調査の報告をいたします。</p> <p>調査日は5月14日で、申請人のASさんの立会いのもとで行いました。</p> <p>渡人のIMさんは、熊本県宇城市小川町新田に居住されています。</p> <p>受人のASさんは、61歳で、伊佐市大口青木に居住されています。</p> <p>申請地につきましては、大口青木字佛田の4筆でございます。面積は田2,416㎡、畑673㎡、合わせて3,089㎡であります。</p> <p>法律関係につきましては、所有権移転売買でございます。</p>

20番委員 調査の内容につきまして、位置は大口青木字佛田のところで、ちょうど中央にあたる場所の良いところであります。  
 現況は田で良く管理されている田でございます。  
 現在の耕作者につきましては、これまでASさんが管理され水田を耕作されてきました。  
 受人の理由ということで、受人のASさんは、農地法第3条という申請理由で、耕作意欲はあります。また、農機具については、ほとんど完備しています。  
 この方は、夫婦で無農薬栽培ということで農業に対しては意欲のある方でございます。  
 以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまので、立会いの委員としては、許可相当と判断しましたので、委員の皆様の審議方をお願いします。  
 以上で報告を終わります。

議長 続きまして整理番号11番、12番について、2番委員お願いします。

2番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち、整理番号11番、12番について、去る5月14日に現地調査を行ないましたので、2番が報告をいたします。  
 まず、整理番号11番についてですが、譲受人TR氏は、伊佐市菱刈田中に居住され、自治会は田中上で、年齢は57歳です。  
 渡人NA氏は、伊佐市菱刈田中に居住され、自治会は田中上で、年齢は74歳です。  
 申請地は、伊佐市菱刈田中字松山口、地目は畑、地積は1,153㎡で所有権移転売買であります。  
 受人の経営面積は45,724㎡で、取得可能面積であります。  
 農作業従事者は3人で、所在地は住宅から600m位のところで、現地は良く管理されております。  
 経営意欲はあり、農機具等は完備されています。  
 以上のような理由により、当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。

続いて整理番号12番についてですが、譲受人OS氏は、伊佐市菱刈田中に居住され、自治会は田中上で、年齢は48歳です。  
 渡人NA氏は、伊佐市菱刈田中に居住され、自治会は田中上で、年齢は74歳です。

- 2 番 委 員 | 申請地は、伊佐市菱刈田中字濱川、地目は畑、地積は139㎡で所有権移転売買であります。
- 受人の経営面積は187,570㎡で、取得可能面積であります。
- 農作業従事者は4人で、所在地は住宅から500m位のところで、現地は良く管理されております。
- 経営意欲はあり、農機具等は完備されています。
- 以上のような理由により、当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。
- 以上の件は、全部事項証明書、字図等が添付してあります。
- 委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
- 議 長 | 只今、報告が終わりました。
- 質疑討論はありませんか。
- 議 長 | 私の方からお伺いしてよろしいでしょうか。
- 整理番号3番ですけれども、これは農地法第3条の2項に該当しないのですか。
- 申請者 SRさんの年齢の関係、長男さんがまだ帰って来ていない等そこら辺はどうですか。
- 自分で耕作をされないわけですよ。
- 1 1 番 委 員 | 長男さんの同一家族に妹さんがいて、年齢は48歳位ですが、SRさんと一緒に農業をされています。また、長男さんは頻繁に帰ってこられて、畑も草一本生えていなくて、きれいに手入れされていたようでした。
- それと、82歳と88歳は、旦那さん同士が親戚であったということでどうしても親戚に買ってほしいという希望があった様です。
- 議 長 | はい、別にみなさん、問題がなければよろしいと思います。
- 他にありませんか。
- (はい、という声あり。)
- 議 長 | 7番委員。
- 7 番 委 員 | 教えてください。
- 整理番号6番と7番の新規就農者ですが、お父さんは認定農業者な

のですか。

5 番 委 員      そうです。

7 番 委 員      トラクター2台とかすべて2台ずつあったのですが、田んぼもこれだけではなくて、おとうさんの田んぼもいっぱいあるわけですね。

5 番 委 員      親父と息子は共同経営でやっています。

7 番 委 員      解りました。

議      長      事務局。

事 務 局      整理番号6番と7番ですが、息子さんが新規就農という形で出してください。  
ですから経営を分離され、息子さんは息子さんで農業経営をやっていくのだというふうに認識しています。

議      長      16番委員。

16番委員      新規就農者は、農業を始めてから何年すれば新規就農で通るのでしょうか。期間等はないのですか。

事 務 局      新規はあくまでも、新規です。年数に関係なく、新しく50アール以上手にした中で、申請を上げて来られれば新規就農というふうにとらしていただいております。

議      長      他にないですか。  
  
(なしの声多数あり)

議      長      ないようですので、これで質疑討論を終わります。  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定については、許可相当という意見です。  
承認することに賛成の方、挙手を求めます。  
  
(全員挙手)

議	長	<p>賛成多数であります。</p> <p>よって議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定については、12件許可ということに決定をいたしました。</p>
議	長	<p>議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見決定について、を議題といたします。</p> <p>農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請、除外が3件、用途変更が1件出されており、当委員会の審議を求めます。</p> <p>事前に、現地調査を行なっておりますので、担当委員の報告を求めます。</p> <p>まず、除外の整理番号1番について、2番委員をお願いします。</p>
2 番 委 員		<p>議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出の意見決定についてのうち整理番号1番について、2番が現地調査の結果について報告させていただきます。</p> <p>当案件ですが、14番委員、21番委員と私2番委員が調査委員でございましたが、去年の農用地利用状況調査において、会長が調査済みの案件でしたので、共同調査はいたしませんでした。</p> <p>申請人は、伊佐市菱刈重留にお住まいのUO氏、47歳で、自治会は重留西自治会であります。</p> <p>申請地は、菱刈徳辺字立石の2筆、地目は田、地積の2筆合計は、4,352㎡であります。</p> <p>現況は良く管理されているが、申請地は東西南北山林に囲まれている状況であります。</p> <p>除外目的は、水の便が悪く、周囲も山林化し耕作効率も低下したので、クヌギを植林するものであります。</p> <p>当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からして妥当と思われまます。</p> <p>また除外することで、農用地の集団化や農作業の効率化への影響、担い手の利用集積への影響、農用地と保全施設への影響を及ぼす恐れはないと思われまます。</p> <p>申請地は、土地改良事業がなされた土地ではないため問題はないと思われまます。</p> <p>以上の理由により協議の結果、除外はやむを得ないと判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして、私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>続きまして、整理番号2番につきまして16番委員をお願いします。</p>

16番委員

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出の意見決定についてのうち整理番号2番について、伊佐市長より農用地利用計画の変更に係る意見について依頼もあり、去る5月14日に、現地調査を8番、10番私16番の3人で共同調査をいたしましたので、16番が報告いたします。

申請人は、大口上町にお住まいのTTさん、86歳で、自治会は西本町であります。

今回、孫であるTS氏が借家生活をしている状態で、祖父に自宅を建設する相談があり、この土地に一般住宅を建設させることになり農業振興地域除外の申請をしたものであります。

防除計画書もあり、水路等もあり、周囲に悪影響を及ぼすことはないと思います。

ただ、宅地にするために現在より1m位埋め立てる希望で、その時は周囲に土が流れ出ないように指導をいたしました。

当申請地は、大口大田字川原田、面積386㎡であります。

通称、大口とどろ滝より東側300m位のところで、住宅地の中に位置し南側はよその駐車場、東側北側は住宅、西側は市道であります。

以上のようなため、農業振興地域の一部を解除する申請であり、3委員で協議の結果、承認せざるを得ないものと決定いたしました。

添付資料として、農業振興地域変更申請書、農用地利用計画の変更に係る意見依頼書、被害防除計画書、全部事項証明書、字図、写真等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

続きまして、整理番号3番について、2番委員お願いします。

2番委員

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出の意見決定についてのうち整理番号3番について、2番より現地調査の結果について報告させていただきます。

当案件ですが、14番委員、21番委員と私2番委員が調査委員でございましたが、昨年の農用地利用状況調査において、会長が調査済みの案件でしたので、共同調査はいたしませんでした。

申請人は、薩摩川内市平佐町にお住まいのIK氏、50歳であります。

申請地は、菱刈徳辺字津橋段の2筆、地目は畑、2筆合計の地積は、2,082㎡であります。

2 番 委 員	<p>現況は雑木林で、申請地は東西南北山林に囲まれている状況であります。</p> <p>除外目的は、周囲が山林化してしまい、イノシシ、シカが出てくるようになり、耕作ができなくなったために山林に転用したものであります。</p> <p>また、除外することで、農用地の集団化や農作業の効率化への影響、担い手の利用集積への影響、農用地と保全施設への影響を及ぼす恐れはないと思われまます。</p> <p>また、土地改良事業は導入いたしておりません。</p> <p>以上の理由により協議の結果、除外はやむを得ないと判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、用途変更の整理番号1番について、12番委員お願いします。</p>
1 2 番 委 員	<p>議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)申出の意見決定についてのうち整理番号1番について、12番が報告いたします。</p> <p>調査日は去る5月14日です。</p> <p>17番委員と私12番委員、事務局より農地係長、農地相談員が調査いたしました。</p> <p>また、申請人 FTさんと他1人が、立ち会いました。</p> <p>申請人FTさんは、始良郡湧水町北方に居住で、年齢は58歳です。なお、平成18年から経営されています。</p> <p>事務局の指導があり今回にいたりました。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈南浦字日ノ丸、地目は畑、地積は2,026㎡です。</p> <p>申請地の位置は、本城小学校より南へ1,500m位に位置しています。</p> <p>現況は、農業用施設 用地及び畜舎です。</p> <p>申請地の北は農道、南は竹林、東は田、西は山林であります。</p> <p>用途区分変更目的は、農業用施設の畜舎です。</p> <p>なお、用水路、排水路は確保されており、汚排水処理なども問題ないと思われまます。</p> <p>全部事項証明書、字図、顛末書、関係書類はすべて揃っております。</p> <p>いろいろな施設も整備され、人里離れていました。</p> <p>周囲への悪影響はないものと判断いたしました。</p> <p>総合意見といたしましては、許可相当かと思われまます。</p>



- 1 2 番委員 委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。  
報告を終わります。
- 議 長 只今の報告について、質疑討論はありませんか。
- (なしの声、多数あり。)
- 議 長 質疑討論がないようですので、これで質疑討論を終わります。  
お諮りいたします。  
農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の用途区分変更申請  
の意見決定については、除外及び用途変更は止むを得ないという報告  
でございます。  
これに承認することに賛成の方、挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議 長 全員賛成であります。  
よって、議案第 3 号の 4 件は、許可という意見を答申することに決  
定をいたしました。
- 議 長 議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見決定並  
びに許可及び諮問決定について、を議題といたします。  
当委員会に対し農地法第 4 条の規定による許可申請が 1 1 件出さ  
れており、当委員会の審議を行います。  
事前に、現地調査を行なっておりますので、担当委員の報告を求め  
ます。  
整理番号 1 番について 6 番委員、お願いします。
- 6 番委員 議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見決定並  
びに許可及び諮問決定についてのうち、整理番号 1 番について、6 番  
が報告いたします。  
この件は、昨年、現地調査をしたところでは、  
申請目的は 4 条申請による転用目的は、ヒノキの植林です。  
申請人の SK さんは、大口目丸に居住され自治会は中目丸です。  
申請地は、大口目丸字夫婦池の 2 筆で、地目は畑、地積は 1,8 2  
6 m<sup>2</sup>です。  
周囲が山林化しており鳥獣被害も多く、耕作に不便をきたしている  
ため、ヒノキを昭和 5 4 年 4 月頃植栽されました。

- 6 番 委 員 | これにつきましては、顛末書、被害防除誓約書も出されており、今後はこのような事がないようにします と深く反省されていきました。周囲全体が山林化しており、周囲に及ぼす影響はないと判断いたしました。ご審議方よろしくお願ひいたします。以上で、報告を終わります。
- 議 長 | 続きまして整理番号2番につきまして、19番委員お願ひします。
- 19番委員 | 整理番号2番、5番、6番、7番、8番まで、議長よろしいですか。
- 議 長 | はい、続けて報告してください。
- 19番委員 | それでは、まとめて報告させていただきます。  
議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてのうち、  
  
整理番号2番については、申請人は、大口青木にお住まいのMHさんであります。  
申請地は、大口青木字東小タツメ岡、地目は畑で、地積は508㎡です。  
  
続きまして整理番号5番、申請人は、大口大田にお住まいのTSさんです。  
申請地は、大口青木字東コタツメ並びに大口青木字カクリ迫、地目は畑で、地積は2筆合計で1,844㎡です。  
整理番号6番ですが、申請人は、宮崎県延岡市櫛津町にお住まいの、TKさんです。  
申請地は、大口青木字烏ヶ山下、地目は畑で、地積は776㎡です。  
  
続いて整理番号7番、申請人は、菱刈重留にお住まいのSKさんです。  
申請地は、大口青木字観音坂、地目は畑で、地積は2,330㎡です。  
  
続きまして整理番号8番、申請人は、始良市加治木町反土にお住まいのMAさんです。  
申請地は、大口青木字コタツメ並びに大口青木字コタツメ、地目は

19番委員 畑で、地積は2筆合計で804㎡です。

以上ですが、昨年の利用状況調査において、私が調査をした所でありまして、もうすでに写真も付けて書類提出をしてある地区であります。その時も申し上げたのですが、周囲がほとんど山林化しております。シカ、イノシシなどももちろん出ますが、全く周囲に影響が出るような農地ではありません。

また、申請のあがっていない山林化した農地が、他にも何件かある地域であります。

従いましてこの4条の許可というのは、当然とって良いくらいのところでございます。

もちろん、顛末書を含め添付書類はすべて揃っておりますので、許可相当と判断をいたしました。

申し添えますと、非農地証明で良かったのではないかというくらいの現状でございますので、皆様方のご審議をお願いしまして、報告を終わります。

議長 続きまして整理番号3番につきまして、1番委員をお願いします。

1番委員 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてのうち、整理番号3番について、1番が調査の結果を報告いたします。

この農地については、昨年 utilization 調査において私が現地調査したものであるため、去る5月14日、3番委員と11番委員と私1番委員で協議をいたしました。

申請人 AMさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は79歳で、自治会は平原前であります。

申請地の所在地は、伊佐市大口平出水字野首の2筆であります。地目は畑で、地積は2筆合計で2,110㎡です。

農地区分は、第2種農地で、その他の農地となっており、転用目的は植林であります。

申請地の所在地は、平出水小学校から北東100mに位置しており、東側は山林、西側は畑、南側は農道、北側は山林であります。

転用目的は植林となっておりますが、すでにスギが植えてあり、巨木となっております。

申請人によりますと周囲が山林化し耕作不能となったため、平成2年4月にスギを植えてしまったということでした。

申請人は、農地法を知らなかったということで顛末書が添付されて

- 1 番 委 員 | おります。
- 添付資料として、全部事項証明書、字図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、顛末書が添付されております。
- 審査の結果、この申請については、3人の調査委員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。
- 以上で報告を終わります。
- 議 長 | 続いて整理番号4番について、8番委員お願いします。
- 8 番 委 員 | 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてのうち、整理番号4番について、8番が調査の結果を報告いたします。
- 去る5月14日、8番、10番、16番委員で調査をいたしました。
- 申請人は出てきていませんでしたが、そのため当時、呼び出しにおいて、事務局の事務局長、農地係長に対応をお願いいたしました。
- 申請人 NTさんは、始良郡湧水町幸田に居住されております。
- 申請地の所在地は、伊佐市大口鳥巢字狐岩、地目は田で、面積は1,010㎡同じく字狐岩、地目は田で、面積は965㎡で、合計面積は1,975㎡であります。
- 申請地の所在は、市道平出水～富士線の富士自治会の家が途切れた最終地点であります。
- 周囲は、全面山林に囲まれており、日照も悪く生産性の低い農地であります。
- 今回、市道の高さまで盛土を行い、クヌギを植林するものであります。資金は自己資金となっております。
- 周囲に与える影響はないと思われます。
- 添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書が提出されております。
- 3人で協議した結果、許可相当と判断いたしました。
- 以上で報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。
- 議 長 | 続きまして整理番号9番について、17番委員お願いします。
- 1 7 番 委 員 | 議案第4号のうちの整理番号9番につきまして、17番が報告をいたします。
- 申請者は、伊佐市菱刈南浦に居住のKS氏、86歳でございまして、

- 1 7 番委員 自治会は岩坪でございます。  
場所は、菱刈南浦字岩坪の2筆でございます。  
この件につきましては、以前クヌギを植栽するというわけですが、下刈り依頼等が森林組合を通じてあって、我々も手入れをした時点では転用も済んでいるものだと思っていたわけです。  
場所は、本城の岩坪集落内の山の中腹にありまして、以前段々畑であったところで、耕運機が通れる道があったのですが、今は通れる状態ではありません。  
私も、同じ集落内ですので本人といろいろ話をしながら、早く手続きをしてほしいと助言指導をしたことがありまして、昨年、利用状況調査であえて報告したところです。  
現在は、道も人間がようやく通れるような状況でございます。  
併せて、森林組合にも、我々出入りするものですから、補助事業でされる場合は、正式な手続きをされて転用の許可を受けてから進めるということが、正当なやり方ではないかと話をしました。  
今、組合は、そのような事業をする場合は必ず転用がなされているかどうかの確認をしてから事業を進めるということになっているはずです。  
場所自体は、四方を山に囲まれて放置しているよりは、クヌギでも植えて育てていってシイタケ原木で出荷するという方法は良いのではと私は考えました。  
そういうことで、許可に関して問題はないと判断をしましたので報告させていただきます。以上です。
- 議 長 続きまして整理番号10番について、14番委員お願いします。
- 1 4 番委員 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてのうち、整理番号10番について報告をいたします。  
この申請は、昨年の現地調査において21番委員が調査指導されたものであります。  
去る5月14日、2番委員と私は調査された21番委員より説明を受け、現地調査は割愛いたしました。  
申請人のIKさんは、薩摩川内市平佐町に居住され、会社員で50歳です。  
申請地の所在地は、伊佐市菱刈徳辺字立本で、地目は畑であります。現況はスギと栗が植栽されております。  
地積は551㎡であります。

- 1 4 番委員 農地区分は、第2種農地でその他の農地であります。周囲が山林となり日当たりも悪く、またイノシシ、シカ等が出るようになり耕作不能になったため、平成15年4月にスギと栗を植林したとのことであります。
- 申請地の所在地は、徳辺梨ノ木原自治会の一番奥から人家がないというところであります。
- 東は農道、西側及び南・北は山林であります。
- これまで、農地法に関する認識が不十分だったと反省され、今回の4条申請になったということであります。
- 今後、このようなことがないよう、農地法を遵守するとのことでありました。
- 添付書類としまして、顛末書、全部事項証明書、位置図、字図、被害防除に関する誓約書、被害防除計画書が提出されております。
- この転用により、周囲に与える影響はないと思われます。
- 調査の結果、この申請については3人の意見によって、適切であると判断いたしました。皆様方のご審議方をよろしく願います。
- 終わります。
- 議 長 続けて整理番号12番まで願います。
- 1 4 番委員 はい。解りました。
- 同じく、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてのうち、整理番号12番について報告をいたします。
- この12番についても、昨年度、21番委員が調査指導されたものでありまして、去る5月14日、2番委員と私は、21番委員より説明を受け、ここも現地調査は割愛しました。
- 申請人のUSさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、81歳で、自治会は徳辺の桜馬場であります。
- 申請地の所在地は、伊佐市菱刈徳辺字石切場で、地目は畑ですが現況は山林となっております。
- 地積は1,067㎡であります。
- ここも農地区分は、第2種農地でその他の農地であります。周囲が山林となり日当たりも悪く、鳥獣被害もあり耕作不能になったということで、平成4年4月にヒノキを植林されたものであります。
- 申請地の所在地ですが、徳辺から楠本に抜ける市道に変則四差路がありますが、この交差点北東500mに位置し、USさんの自宅からも500m程であります。

- 1 4 番委員 東・西・南・北とも山林に囲まれているところであります。  
 USさんにおかれても、農地法に関する認識が不十分だったということで、今回の4条申請になったということです。  
 今後、このようなことがないように、農地法を遵守するとのことでありました。  
 添付書類として、顛末書、全部事項証明書、位置図、字図、被害防除に関する誓約書、被害防除計画書が提出されております。  
 この申請により、周囲に与える影響はないものと思われまます。  
 3人調査員の意見によって、この申請は適切であると判断しましたが、皆様方のご審議方よろしく願いいたします。  
 終わります。
- 議 長 整理番号11番について、2番委員お願いします。
- 2 番 委 員 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてのうち、整理番号11番について、2番が調査の結果を報告いたします。  
 この案件の合同調査は、14番委員、21番員と私2番委員でありましたが、昨年の農地の状況調査において会長が行なっておられるので、合同調査は行ないませんでした。  
 申請人 MMさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は63歳で、自治会は徳边上自治会であります。  
 申請地の所在地は、伊佐市菱刈徳辺字鉢窪で、地目は畑で、地積は383㎡であります。  
 農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。  
 転用目的は、耕作不能のために約30年前にヒノキを植林したとのこと。  
 本来であれば、先に4条による許可を取るべきだったということと、今後決してこのようなことがないように、農地法を厳守しますと深く反省をされ、始末書が添付してございます。  
 申請地の所在地は、徳边上集落の申請人であるMMさん宅から北東へ約1km入ったところであります。  
 東・西・南・北とも山林であります。  
 このことにおいて、周囲に与える影響はないものと思ひます。  
 添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、被害防除に関する誓約書、被害防除計画書、始末書が提出されております。  
 この申請について、3人の調査員の協議において、許可すべきと判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。

議 長 終わります。  
 只今、12件の報告が終わりました。  
 質疑討論はありませんか。  
 (なしの声、あり。)  
 (はい、という声あり。)  
 議 長 はい、7番委員。  
 7番委員 要望をしたいのですが、利用状況調査で挙がってきた農地については、事務局の方で指導されて挙がってきている訳でしょう。  
 議 長 そうです。  
 7番委員 そうであれば現地調査といっても、調査員は利用状況調査をされた方に質問をして内容を掌握し報告される訳で、事務局も内容を把握しているわけですから、現地調査はしなくて良いのではないですか。  
 議 長 これは、総会の決議案件ですので、総会に諮らないといけないので提案しないとイケないと思います。  
 7番委員 その辺の方法を簡略化する必要がありますね。  
 総会への諮り方を。  
 調査を2度もしなければならぬですかね。  
 事務局 長 調査について言われた通り、終わっているところについては省略されているところもあるようです。  
 しかし、4条の申請が出れば総会で審議しなければならないとなっていますので、審議だけはしていただきたいと思います。  
 7番委員 審議も意味がないですよ。  
 4条か非農地かという話もあったけれどもですね。  
 議 長 これについては、のちほどありますけれども、今までは4条で指導をしてきておりました。  
 あともって事務局から説明があるかと思いますが、今後は変更して



議 長 いきたいと、非農地でしていこうというのがありますので、考慮して  
 いただきたいと思います。  
 おそらく今回までが、4条の指導での報告になると思います。

議 長 農地法によりまして、農業委員会の総会で承認するとなっております  
 ですので了解をいただきたいと思います。

7 番 委 員 総会で承認することは良いのですよ。  
 こういうことで、何件提出されています、これは転用であるいは非  
 農地で承認して良いかと、事務局で諮ってもらえればよし悪しはわか  
 る訳ですから。  
 そのようなことはできないのですかね。

議 長 そうなりますと、一人の委員で決済がでてしまうということになる  
 のではないですかね。  
 皆に諮ってしないといけないということですよ。

1 0 番 委 員 現地に大木でも生えていけば、畑に戻すというわけにはいかないで  
 しょうけれども、通常、畑に戻すようなところがあれば確認をしてお  
 いた方が良いのではないかと思います。  
 図面で木が生えているようなところは、現地調査をしなくても良い  
 のでしょうけど、改良されるようなところは現地を見る必要があります  
 よね。

議 長 7番委員が言われるのは、山林化した部分だけのことでしょう。

7 番 委 員 そうです。  
 利用状況調査の時点で、利用がされていないから事務局で転用か非  
 農地か申請しなさいと指導されて出てきた申請で、本人が積極的に申  
 請してきた案件ではないと思うのですよ。  
 本人から申請があった件については、直接、調査に行く必要がある  
 と思います。

(すみません、という声あり。)

議 長 事務局。

事 務 局 今月の議案で、4条に12件出させていただきました。

- 事務局 | その中で本来の4条は、整理番号4番の1件だけで、あとの11件については追認事項という、県の話では追認といいますが、農地以外になっていて、山になっているものですから追認事項ということで別枠の、県は報告を求めて来るのですが、そのように公告します。
- ただ、7番委員が言われるように皆さん方で現地調査をされて、去年は一人で現地調査をされて良いですかと言ったら、やはり3人の意見が必要だと言われましたので、今年も、3人での現地調査をお願いして意見統一をされて報告をする形をとらしていただいています。
- 追認許可については、全部、事務局報告みたいな形で、追認については、何月何日に現地調査を何番委員さんがされていますと、現地についてはすでに山林化してもとに戻るような状況ではありませんという報告で良いとすれば、そういう方法もできると思いますが、
- 農業委員さん達がやはり自分たちが調査をしてきた話を聞いた中で状況を出して、議決をしていくということで必要であるとすればそれは委員さん方でやってもらわなければならないと思っております。
- それが、我々の見解ですが、いかがでしょうか。
- 会長 | いま、私が調査したところが多くて、私が座長の関係で、同行者に発表をしていただいているだけで、他の方については実際自分で利用状況調査をされた本人が、発表される訳ですね。
- 他の2人の方とこうこうでしたという話合いのもとで、報告されて総会に提案されたのですから。
- そこは、私の場合と違うと思います。
- 7番委員 | 同じですよ。
- 自分たちがしても、現地調査した人のところへ行って、会長が説明されたように、説明を受けて現地調査せず、それで良いとやっている訳で、事務局からあったように、追認で報告され、我々がそれで良いと判断したら、農業委員会の判断を仰いだということで問題はないのでは思います。
- 議長 | いままでのやり方で良いということですね。
- 7番委員 | いままでのやり方と、いいますと。
- 議長 | 今日、発表したようなやり方ということです。
- 7番委員 | そうでなくて事務局の追認報告ということで私は良いと思います。

議 長 追認報告でということですか。  
総会資料には、これと、これと。

7 番 委 員 追認報告で出す訳ですから。それはそれで議決を得たということになるでしょう。

議 長 それは、ここで議決をすれば良い訳ですね。  
皆さんが、了承されればですね。

事 務 局 そうですね。  
議案としては、出させていただきますが、例えばこの中で、これとこれについては、実際、山林化されてどうしようもありませんと、始末書も顛末書も全部つけさせていただいてきておりますということでの議案です という形で提案をする中で、皆さん方が異議なしということであれば。

議 長 事務局報告で、受付と同時に済ませるという形でよろしいですか。

(はい、という声多数あり。)

議 長 今後はですね、そういったことで、事前に調査をした段階で申請書が出てきた場合は、追認ということで、事務局からの報告で済ませたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はい、という声多数あり。)

議 長 それでは、そういうふうにさせていただきます。  
別にございませんか。

(なし、という声多数あり。)

議 長 お諮りいたします。  
議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る決定については、許可相当という意見ですが、承認することに賛成の方、挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数であります。  
よって、議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定については、1 2 件許可ということに決定をいたしましたので 2 5 日開催の県農業会議に諮問をいたします。

議 長 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、を議題といたします。  
当委員会に対し農地法第 5 条の規定による許可申請が、4 件出されており当委員会の審議を行います。  
事前に現地調査を行なっておりますので、担当委員の報告を求めます。  
整理番号 1 番について、4 番委員をお願いします。

4 番 委 員 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号 1 番につきましては、去る 3 月 1 9 日の総会で、農地法第 3 条の規定による許可申請がなされ、私が現地調査をし、総会に報告をしたところでありますので、9 番委員、1 8 番委員、4 番委員は現地調査を不要といたしました。  
協議内容につきまして、4 番が報告いたします。  
譲受人 STさんは、大口に居住され 5 0 歳で、自治会は金波田上であります。  
譲渡人 SOさんも、大口金波田に居住され 7 7 歳で、譲受人とは親子関係で、同居をいたしております。  
申請地は、大口金波田字井ノ上、地目は畑で、地積は 2 9 2 m<sup>2</sup>であります。  
申請地の位置は、自宅の前にありまして、現況は 4 0 数年前に車庫が建てられ、残地には庭木が植栽されており、始末書が添付されております。  
転用目的は、車庫を建設するものであり、所有権移転は、贈与によるものであります。  
農地区分は、第 2 種農地その他の農地となっております。  
申請地の周囲は、南側が道路の他は宅地であります。  
隣接地につきましては、被害防除計画書に記載してある措置をとるため、支障はないものと思われまます。  
添付書類といたしまして、全部事項証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、事業計画書、位置図、始末書が添付されております。

- 4 番 委 員 以上のような理由により、3人で協議いたしました結果、転用はやむを得ないものと判断をいたしました。  
委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。
- 議 長 続きまして整理番号2番につきまして、9番委員お願いします。
- 9 番 委 員 農地法第5条許可申請についてのうち、整理番号2番について、5月14日、18番委員、4番委員と調査をいたしました。  
譲受人は、伊佐市です。  
譲渡人は、AFさん、70歳、馬場自治会であります。  
申請地は、大口針持字下玉田、面積が1,210㎡で良く管理された田んぼです。  
転用目的が、針持小学校のプールが、今回、河川用地にかかって、24年度事業でなくなります。それに代わってこの地にプール、更衣室、倉庫を建設する予定で、市が買い受けるというものであります。  
農地区分は、2種農地でその他の農地であります。  
所有権移転は、売買であります。  
現地は、東が公営住宅、南が学校の校舎、西が道路を挟んで針持川、北に田んぼがありますが、プールで建物が影響を及ぼす方向にはありませんので、問題はないということです。  
ただ、校舎のすぐ北側であります。農道を挟んでプール、更衣室、倉庫ができる予定で、ちょうど、川の方に直角に農道が曲がっておりまして、最近のトラクターでコンバインとかを牽引するときなど曲がり切れずに良くここで脱輪をします。  
それと、校舎とプールを挟んだ間に農道があるということは、問題があるのではないかと思います。  
農道の付け替えをして、校舎側にくっつけた方が良いのではと要望はいたしておりますが、どうなりますか、そういう改善をしてほしいと要望はしてあります。  
プールで、学校から必要な電気も引くということで周囲に及ぼす影響は全くないと思われまますので、許可相当ではないかと思われまます。  
みなさん方の審議方をよろしくお願いします。
- 議 長 続きまして整理番号3番、4番について、2番委員お願いします。
- 2 番 委 員 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてのうち、議席番号2番より、調査結果について、整理番号3番、4番につきまして、報告させていただき

## 2 番 委 員

ます。

それでは、当案件ですが、去る5月14日に、14番委員、21番委員と私2番委員で共同調査いたしました。

まず、整理番号3番ですが、立会人として申請者のYT氏の父親のYH氏が、出席しております。

譲渡人は、伊佐市菱刈前目にお住まいのYY氏で、79歳、山田中原自治会です。

受人は、伊佐市菱刈前目にお住まいのYT氏で、27歳、山田中原自治会ではありますが、同世帯で、おばあちゃんにあたります。

本申請は、所有権移転贈与で、転用目的は牛舎としての利用となっています。

申請地は、伊佐市菱刈前目字池田、地目は田、地積441㎡であります。

農地区分は、第2種農地でその他の農地となっています。

申請地の所在地の状況は、南側は田、東側は車庫、北側は本人の既存の牛舎、西側は市道であります。

申請地の隣に既存の牛舎があり、400㎡に32頭の母牛、25頭の子牛を飼育しているが、今後の計画として、15頭の母牛を飼育して行くためには、300㎡の施設が必要であるとの事で、管理のし易い現在の牛舎の隣に、建設するとのことあります。

また、今回の申請地を農業用施設に転用する目的で申請しましたが、すでに平成18年3月頃に、農業用施設、要するに作業場として使用しており、事前に農地法による許可を得るべきであったことを、深く反省しておられまして、顛末書があります。

牛舎の汚水処理は、のこくズ処理のために、施設外には流れないとのことありますが、万全の策を講ずるとのことであり、その他に、周囲に与える影響はないと思われます。

次に、整理番号4番につきまして、報告をさせていただきます。

この案件ですが、これも同じく5月14日に、14番委員、21番委員と私2番委員において、共同調査をいたしました。

立会人として、申請人のOK氏が、出席しております。

譲渡し人は、伊佐市菱刈田中にお住まいのNA氏で、74歳、田中上自治会であります。

受人は、伊佐市菱刈田中にお住まいのOK氏で、65歳、田中上自治会であります。

本申請は、所有権移転売買で、農作業場としての利用であります。

申請地は、伊佐市菱刈田中字白坂、地目は畑、地積は58㎡であり

2 番 委 員 ます。

農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。

申請地の所在地の状況は、南側は田中上公民館、東側は市道、北側は畑、西側は空家である住宅であります。

申請地は、平成20年頃から田中上集落営農組合が空家である作業場を利用しておりましたが、老朽化のために立替をするものであります。

なお、用地購入につきましては、当集落営農組合は任意組合であるので、組合名義で購入することはできないために、代表者であるOK氏で購入するものであります。

もうすでに、皆様方もご存じのとおり、新聞にも掲載されておりましたが、事前に着工しており、経緯がどうあれ農地法に触れる行為を深く反省しているところでございます。

また、既存の作業場を取り壊して、建て替えたのであり隣接地の畑の持ち主も了解済であります。

この他に、この周囲に与える影響はないものと思われまます。

添付資料として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、顛末書が添付されております。

調査の結果、当申請においては、3人の意見においてやむを得ないと判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして、報告を終わります。

議 長 只今の報告について、質疑討論はございませんか。

(はい、という声あり。)

議 長 7番委員。

7 番 委 員 整理番号2番について、農道が利用困難になるということで意見をつけて出しておられるようですが、その辺は、農業委員会から市の方に要望書を出されるのですか。この辺はどうなるのですか。

議 長 これは今、報告で判っただけで、何も申請は出ていないのではないですかね。

7 番 委 員 こういう状況だということを、我々はしないとイケないのではないですか。

- 7 番 委 員 使いづらくなるということですよ。  
その辺を、農業委員会の意見はどのような状況で進んでいくのか、  
質問しているのですが。
- 議 長 農業委員会でしょうかね。  
土地改良区じゃないですかね、農道関係ですから。農業委員会とし  
ては、どうもできないと思いますよ。  
ただ、委員さんの要望はそうですよということですから、要望する  
先は、土地改良区、農道関係ですからね。
- 7 番 委 員 プールを造るために、変わる訳ですよ、農道をつくるために変わ  
るのではなくて。  
  
(図面を見てみれば、という声あり。)
- 9 番 委 員 結局、校舎のすぐ後に農道があって、その奥にプールができると、  
子どもが農道をあちこちしなければならない。  
それを、北側に農道をつければ、トラクターが回るのもややスムー  
ズになるのではないかと、今の段階だと鋭角なのですよ。  
角を何メートルかカーブをつけてくれるというのですが、子どもが  
校舎からプールに行くのに、農道を通るといのはいかなものかな  
と思うところです。  
だから、プールの外側に農道をつけた方が良くないかという要  
望をしているところです。
- 議 長 学校側にしてあるのですか。  
教育委員会が立ち会ったのですか。
- 9 番 委 員 教育委員会総務課の施設管理係長が、立会いでした。
- 7 番 委 員 教育委員会が分かっているのだったら、その辺を考えてくれるので  
しょうね。
- 事 務 局 そこについては、おそらく土地改良区の農道でありますので、土地  
改良区と教育委員会と協議をしてくださいと、私の方からも教育委員  
会にこういう意見がありますと、伝えておきたいと思います。  
付け替えにおいては、できないことでもないでしょうから。



- 7 番 委 員 | 農道にも支障をきたす、子どもたちも危ないとなれば、何らかの措置をしてもらわないといけませんよね。
- 議 長 | それでは、学校教育課の方へ、申請を出された案件についてはこういう意見がありましたということ、事務局から報告させますので、よろしいですかね。
- (はい、という声多数あり。)
- 議 長 | 他にございませんか。
- (なしの声、多数あり。)
- 議 長 | お諮りいたします。  
議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る決定については、許可相当という意見であります。  
承認する事に賛成の方、挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議 長 | 全員挙手。  
よって、議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定については、4 件許可ということに決定をいたしましたので、25 日開催の県農業会議に諮問をいたします。
- 議 長 | 議案第 6 号 非農地証明願について、を議題といたします。  
当委員会に対し非農地証明願申請が、6 件出されており、当委員会の審議を行います。  
事前に現地調査を行なっておりますので、担当委員の報告を求めます。
- 議 長 | 整理番号 1 番について、1 番委員お願いします。
- 1 番 委 員 | 議案第 6 号 非農地証明願についてのうち整理番号 1 番について、1 番が調査の結果を報告いたします。  
この農地については、昨年夏に行なった利用状況調査で、私が現地調査したものであるため、去る 5 月 14 日、3 番委員と 11 番委員と私 1 番委員で協議をいたしました。

- 1 番 委 員 | 申請人 NKさんは、伊佐市大口山野に居住され、自治会は平原前  
であります。  
申請地の所在地は、伊佐市大口平出水字千里原、地目は畑、地積は  
187㎡であります。  
現地は、平出水小学校から北西に200mのところであり、周囲の  
状況はすべて山林であります。  
非農地となった時期は、昭和63年4月1日頃であります。  
非農地となった原因は、父親であるNSさんが土地を購入したあ  
と、栗、柿などを植え付けていましたが、周囲が山林化し管理できな  
くなり放置したことによるものであります。  
当該農地の現状は、全部山林となっており調査の結果、農地属性は  
喪失しているため、農地への復旧は困難であると判断いたしました。  
委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。  
以上で、報告を終わります。
- 議 長 | 続きまして整理番号2番につきまして、7番委員お願いします。
- 7 番 委 員 | 議案第6号 非農地証明願についてのうち整理番号2番について、  
5月14日、5番、7番、20番そして伊佐森林組合の担当者立会い  
のもと調査をいたしましたので、7番が報告をいたします。  
申請人は、伊佐森林組合です。  
申請地は、大口下殿字湯ノ谷の2筆で、現地は大口園の梅園の西側  
になります。  
面積は4,638㎡です。  
申請理由は、農地法第5条において許可されたが、地目変更が行な  
われていなかったため、今回、非農地証明願を申請するものである。  
周囲の状況は、東西南北すべて山林となっております。  
非農地となった時期は、昭和59年4月10日頃であります。  
非農地となった原因は、農地法第5条により許可申請し許可を受け  
植林したが、そのまま地目変更が行なわれていませんでした。  
転用許可書を紛失し、地目変更ができず、非農地証明願を申請され  
たものであります。  
なお、現況は森林となっております。  
事務局にも当時の書類は、保存されていません。  
当該農地の現況は、全部山林となっております。  
現地調査の結果、農地性は喪失しているため、農地への復旧は困難  
であると判断いたしました。  
以上、報告を終わります。

- 議 長 続きまして整理番号3番について、14番委員お願いします。
- 14番委員 議案第6号 非農地証明願についてのうち整理番号3番について、14番より報告させていただきます。  
この申請は、昨年8月、21番委員が耕作放棄地の現地調査を行なわれたところであります。  
2番委員、14番委員は、21番委員より昨年夏の状況の説明を受け、協議し、現地調査を割愛いたしました。  
申請人は、伊佐市菱刈徳辺にお住まいのITさんです。  
土地の所在地は、菱刈徳辺字坂ノ下の畑、502㎡であります。  
喪失した時期であります。ITさんは昭和13年生まれの73歳ということで、20代前半の昭和37年4月頃、50年前頃から周囲が山林となり、耕作不能になったとのことあります。  
場所は、徳辺の小路霊園の東300mに位置しています。  
東西南北とも山林と、なっております。  
この申請地は、耕作してくれる人もなく、荒れ放題で、雑草というよりも木がいる状況であります。  
耕作を放棄して、50年経過しており、農地性は喪失しており、農地への復旧は、困難であると判断いたしました。  
また、土地改良事業の対象となった土地でもないことなどから、この申請については協議の上、非農地と判断いたしましたが、委員の皆様方の審議方をよろしく願いいたしまして、報告を終わります。
- 議 長 続きまして整理番号4番につきまして、19番委員お願いします。
- 19番委員 議案第6号 非農地証明願についてのうち整理番号4番について報告申し上げます。  
先ほど、農地法4条のところ、5件、私、報告申し上げましたけれども、それとまったく同じ地域でありまして、しかも私、昨年の利用状況調査で調査をしたところでございます。  
従って、6番、13番との共同調査でありましたけれども、協議の結果、現地調査はしないということで結論を得ております。  
先ほど、5件説明しましたところよりも、もっと先に山林化してしまったところでありまして、図面を片手に昨年この現地に行くのに、すごく苦労したことをまだはっきり覚えています。  
山の中を、大きな孟宗竹、あるいは周囲は伐採適期にきている杉林、そういう一角になるところであります。

- 19番委員 事情はですね、TMさんTAさんという方が、申請人 TKさんのお父さんお母さんでありますけれども、すでに亡くなっておりまして、その時TKさんが帰って来られたときにはすでに、山林化していたという状況のところであります。
- 先ほど言いましたが、もともと青木の方ですが、現在は、宮崎県延岡市に住んでいらっしゃるようで、自宅は空家状態になっています。
- 現地は、昔農地だったことすらはっきりしないようなところがございますので、当然、非農地として認めざるを得ないというような結論でございましたので、報告いたします。終わります。
- 議長 整理番号5番につきましては、取り下げでございました。  
整理番号6番について、10番委員をお願いします。
- 10番委員 議案第6号 非農地証明願のうち整理番号6番について、10番が報告いたします。
- この件は、1番が利用状況調査をした案件であります。
- 去る5月14日、8番、16番それに私、さらに局長、係長と申請人 IHさん立会いのもと、調査いたしました。
- 申請人は、伊佐市大口平出水に居住され、自治会は、平出水中央であります。
- 土地所在地は、大口平出水字寺田の2筆で、地目は田、地積は273㎡と31㎡であります。
- 現況は、道路を挟んで上下しており、笹、雑木等が生い茂っております。
- この農地が非農地に至った理由は、小面積のため、平成2年頃より耕作を放棄しており、荒地になって現在に至ったとのことでした。
- 現在の大型機械が入ると、耕作も行ったり来たりも、1回2回したら終るということで、ほんとに不便なところございました。
- 周囲の状況は、北、西が田んぼ、東が田と宅地、南が山林という状況でした。
- 現地調査の結果、農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると3人の委員で判断いたしました。
- 添付書類も揃っています。
- 委員の皆様のご審議方お願いいたしまして、報告を終わります。
- 議長 只今の報告について、質疑討論はありませんか。
- (なしの声、多数あり。)

- 議長 質疑討論がないようですので、これで質疑討論を終わります。  
お諮りいたします。  
議案第6号 非農地証明願については、農地法第2条第1項の農地に該当せず、非農地とすることに賛成の方、挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 賛成多数であります。  
よって議案第6号 非農地証明願は5件、農地法第2条第1項の非農地とすることに同意する意見を附して送付することといたします。
- 議長 議案第7号 農業委員会が定める別段の面積（下限面積）〔改正農地法第3条第2項第5号〕の決定について、を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。  
事務局。
- 事務局 例年お願いしております、議案第7号 農業委員会が定める別段の面積（下限面積）〔改正農地法第3条第2項第5号〕の決定について、をお諮りしたいと思います。
- 下限面積の設定については、現行の都道府県知事に代わって、農業委員会が別段面積を定めることができると、なっております。
- それについては、昨年も皆さん方をお願いをいたしまして、そして50アールということで定めさせていただきました。
- 農地法施行規則第3条の4項に定める基準というのがございます。
- 第1項が、平均規模が小さい地域
- ①自然的経済的条件からみて営農条件が概ね同一の区域について
  - ②当該地域において、別段の面積以上の農地を耕作している者の数が4割以下となるようにする
  - ③10アールの整数倍の面積で設定が可能であるというふうにしてあります。
- 第2項の方には、担い手が不足している地域については、新規就農者等の受入の促進により農地の有効利用等を図る観点から
- ①遊休農地等が相当程度存在する区域について
  - ②当該区内の位置及び規模からみて、小規模農家の増加により、区域内周辺の農地等の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れのない場合ということで

事務局

③10アール以上の任意の面積で設定が可能となっております。

この資料の中に、別の資料で2011年農林業センサスの元データによる下限面積試算結果という資料を1枚紙で配ってあると思いますが、綴り込んである資料は、2005年の古いデータでありましたので、今回、2010年のデータで作成しております。

その数字を見てもお判りのとおり、旧市町村ごとにまとめさせていただきました。

伊佐市で見えますと、自給的農家戸数が850戸、販売農家数が2,167戸、対象農家数が3,017戸となっております。

40%以上の農家戸数は1,207戸以上となりますので、

50アール未満が、1,997(66%)となっております。

40アール未満にしますと、160戸(5%)になります。

30アール未満にしますと、842戸(28%)となってしまいますので、伊佐市としてもこの50アール未満というのは、適切であると思われま。

農地法施行規則第3条の4項に定める基準に合わせますと、50アール未満という数字が出てきます。

担い手が不足している地域については、これを10アール毎に、30アールにしても良いし、20アール、10アールにしても良いとなっております。

去年は、農業者を守る、農地を守るという意味から50アールにしたいということでありましたが、これについていかが取り扱ったらよろしいでしょうか、ご協議をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長

議案の説明が終了しました。

ご意見はございませんか。

17番委員

私は、昨年この件につきましては、私の個人の意見を申し上げました。5反歩じゃなくて少し引き下げた方が良いのではないかと言うことを申し上げたことを覚えています。

いま事務局から説明がありまして、伊佐地区の現状を見ましても、高齢化が急速に進んでいきます。

担い手が不足しているというのは、皆さん方も認識としてわかっていらっしゃると思います。

農業者を守るという話で去年は、5反歩、特例で出てきたときに協議をしようという話もあったのですけれども。

- 17番委員 認定農業者が、担い手農家が伊佐の農地を守れるかと、これは不可能なことなのですね。
- であるとするならば、やはり新規参入者を募らないといけない、ある農地の有効利用ということを考えれば、私は下限面積を引き下げて、新規就農者を募っていけるような体制をとって行く必要があるのではないかとということで、下限面積を引き下げた方が良いのではないのでしょうかということを提案したのであります。
- 今年も、同じそういうような考え方をもっておりますけれども、他の委員の方々は、いかがなものでしょうか。
- 議長 いま、17番委員の方から、下限面積を下げた方が良いのではという意見でございます。
- 別に、ございませんか。
- 19番委員 私も、同じ様な考え方なのですけれども、新規参入者の中に、いわゆる退職者が、少し自分で食べるだけ田畑を耕しながら、田舎で暮らしたいという人が伊佐市にもいると聞きましたので、そういう人のことを考えますと、50アール以上と言うのは手が出ないよなど単純に思われてしまいますと、良くないのかなと思います。
- ですから、そういう観点からもできたら下げてというか、融通がきくやり方はないのかと考えているところです。
- 議長 同じく、引き下げた方が良いのではという意見です。
- 12番委員 私も同意見なのですが、60歳定年でふるさとに帰って来る人が、一挙に50アールだときつけれど、習いながら30アール位はやれるのという意見を10年位前から聞いていて、私は、この下限面積を下げるのを前から推進したいと思っておりますが、統計で平均ができました。
- ですから、放棄したり、分筆をするよりも、まだ60歳というのは若い方になりますので、現在、退職されて購入された方も、他にあったら、次が出たら、お願いしますと声を掛けられます。
- ですから、下限を下げる方に賛成をします。
- 議長 いま3人ほど、下限面積を下げた方が良いのではないかとということですが。
- 10番委員。

- 10番委員 面積を下げても良いし、あるいは退職者の話が出ていますが、そういうときには特例で、20アールとか面積を設けても良いのではないかと思います。
- 50アールは50アールで残してですね。
- 退職者のことをいうのであれば、20アールで許可と言うことで良いのではと、私は思います。
- 議長 10番委員の意見がでました。
- 10番委員の意見はですね、昨年度も一応原則としては50アールということにして、特例でそういった申請が出た場合には、この総会の中で審議をして決定すれば良いのではないかと、いけば昨年度の下限面積の場合もそういうことでございました。
- ですから、三方が言われる下限面積を下げるのも良いのですが、別に不動産業の方々からの財産目的の悪用というのも考えられますので、そういった新規就農者がいらっしゃいましたら申請書を出していただいて、この総会の中で審議をして、申請があったら20アールでこの人は認めて良いんじゃないかということで、そういった方向でいかなもののでしょうか。
- 昨年度は、そういうことで原則的な50アールということで設定をしたはずですので。
- 19番委員 それで良いと思いますけれども、一般的に5反以上なければどうもできないですよというのが通っていますので、だったら、委員会で認めてもらえば良いですよという何らかの、一般の方に解ってもらうという努力はできないものですかね。
- 何もないと、5反以上というのはずっとありますので、どうしようもないということで、申請にも至らないという状況があるような気がしますので、その辺を解っていただく方法があると良いと思います
- 議長 それが、公に下げて10アールから購入ができるというような形にした方が良いのか、農地を守るためには50アールとしておいた方が良いのか、異論もあると思いますが、国の政策やら考えた場合に、集落営農的な組織の営農をなささいという建前の中、兼業農家を育成しようと言う形になっていくのではないかという考え方も出てくるのではないかと思いますね。
- 17番委員 19番委員が言われたように、下限面積は5反歩ですと、出してしまえば、そこで皆、抵抗感を感じるのですよね。



17番委員	5反歩ないといけないのかという相談を良く受けるのですよね。付則として、弾力的な文言があればやった方が良いでしょう、と思います。5反歩は残しても、時と場合によってはそういう弾力的な扱いというのを文言として入れられたら良いと思います。
10番委員	50アールですが、面積については農業委員会にご相談くださいとか。耕作されたい方はとか、何か文言は入れられないか。
議長	それでは、広報紙に。  (はい、という声あり。)
議長	はい、事務局。
事務局	例えば、20番委員、19番委員さんが、申請書を事務局にもって来られたとしたときに、20番委員さんが、田んぼを3反歩作るから取得をと来られて、良いですよと。 19番委員さんが、2反8畝でもって来られたときに、これはだめですよと、その辺を事務局では言えないですよ。 だから、そのために下限面積を決めてあるわけで、どうしてもそうされるのであれば下限面積を下げてもらうしかないと思います。 ただ、ハウス栽培等についてはですね、去年の話にも出たのですけれども、3反歩でも私どもは良いのかなと思っているのです。 単純に、田んぼは田んぼそのまま、畑は畑でそのまま使われるのであって、特例というのは事務局の受付ができないのかなと思います。
16番委員	私も、去年一年間回ってみて、下限面積が50アールということで、大半、利用権でその50アールをクリアーしている実態があります。 この下限を下げていくと、利用権が相当減って来ると思います。 そういうのも幾分か出てくるとは思いますけれども、私は両方とも賛成なのですが、ただ利用権のそういう無理が今は実際あります。 それを報告しておきます。
議長	どうしてもとなると、購入しなくても、購入面積ですから、この下限面積というのは。 いま、16番委員からありましたように、利用権設定であれば10アールであろうと20アールであろうと構わないわけですから、新規就農者はまず、利用権設定をしていただいて、土地をあっせんしてい

議長 ただいて、そういった方向でやって、後々購入されれば良いわけです。  
 23年度も今と同じ様な意見が出まして、最終的には原則としては50アールと、それぞれどうしても購入する場合は、総会にかける。  
 ただ、新規就農をやりたい方は、利用権設定で農地を提供すると、そういった形のやり方で良いのではなかろうかということで去年は決まったような気がします。

7 番 委 員 水田なんかもですね、我々も斡旋しているけれども、なかなか買うという人はいないのですよ。  
 30アールだったら買うよとか。  
 売りたい人は、まとめて売りたいという人が多いのです。  
 その辺も非常に厳しい時代になってきているのですけれども、10アールで良いよということになると、不動産目的で、我々がしっかり調査すれば良いのかもしれませんが、その辺でまた、問題も出てくる、非常にこれは難しいところがある。  
 この資料を見たときに、伊佐市では50アール未満の人が66%ということですね。

事 務 局 事務局の立場から、今の多い申請でお断りしている内容をお話しさせていただきますと思います。  
 兄弟の中が悪いとか、親子関係が悪いとかということで、生きていくうちに息子さんにやろうとか、娘にやろうとかと言われて相談に来られる方がいらっしゃいます。  
 しかし、それについては財産目的、言えば農地というのは道具というふうに考えているわけです。  
 所帯がもめるから早いうちに息子に渡しておくとか、財産としての受け渡しを言われる方がだいぶいらっしゃいます。  
 その中で、5反歩ないと、農業を本当にされるのですかと話をすれば、ちょっと疑いたくなる事例もたくさん申請に来られます。  
 それについては、私の方は財産ではありません。  
 農業委員会としては、農地というのは所得をあげるための、いけば道具ですから当然伊佐市については、5反歩以上ないと食べていけないし、農業としてなりたたないですよ。  
 他の市町村の内容がうしろの方に書いてあると思うのですが、例えば、鹿児島市が、30アール、20アールというふうにしてありますけれども、あそこの場合は、畑で、薬物を作って売れば、30アールでも4～5回転する中で、ある程度の収入は見込めるというふうに、指宿なんかも30アールしてありますが、畑が主です。

事務局	<p>伊佐の場合は、どうしても水田ということになりますと、30アールでは食べられない。</p> <p>いけば自分の趣味の範囲、小菜園的な感じになってくると思いますので、農業者を守る、農業をどうするということになれば、ある程度土地がないと、農業をなりあいとして考えると、大変難しい状況になって来ると思います。</p> <p>ただ、言われるように、帰って来られた方が、農業をしたい、小菜園をしたいという方もたくさんいらっしゃいます。</p> <p>それはそれで借りるなり、一応経験をして、そして農業をしたいという方には、今後やはり、5反位作って頑張ってくださいという方法もあると思っております。以上です。</p>
議長	<p>おわかりいただきましたでしょうか。</p> <p>(はい、という声あり。)</p>
議長	<p>ここら辺で、決をとってよろしいですか。</p> <p>(はいという声多数あり。)</p>
議長	<p>伊佐市は、下限面積を現行のまま原則として、50アールとする、これで良いという方は、挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>賛成多数でございます。</p> <p>議案第7号 農業委員会が定める別段の面積（下限面積）〔改正農地法第3条第2項第5号〕の決定については、伊佐市農業委員会が定める下限面積は、50アールとすることにいたします。</p>
議長	<p>以上をもちまして、議案の採決を終了いたします。</p> <p>月例報告、その他に、はいます。</p>
事務局	<p>月例報告書により報告。</p> <p>その他</p> <p>①伊佐市農業委員会非農地認定基準について</p> <p>②農業年金加入者のその後のケアについて</p> <p>③利用状況調査の事後指導について</p>

事務局 長

これで、平成24年度第2回農業委員会総会を終わります。  
一同礼。

終了時間 午前11時35分

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

---

伊佐市農業委員

8 番 委 員

---

伊佐市農業委員

10 番 委 員

---